

1992年 ASEAN・APEC

新たな次元の政治・経済協力に向けて

こまきてる おきむらみち お
小牧輝夫・木村陸男

1992年1月27~28日にシンガポールで開催された東南アジア諸国連合(ASEAN)の第4回首脳会議は、安全保障問題での協力をその基本目標の一つに加え、自由貿易地域の設立に着手するなど、政治・経済協力の一層の拡大・充実を図った。この路線に沿って、92年7月のASEAN外相会議は「南シナ海に関する宣言」を採択、93年1月1日には新たな域内特恵関税制度の発足に漕ぎつけた。

アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)は、1992年9月10~11日にバンコクで開かれた第4回会議でシンガポールに事務局を設置することを決めるなど、アジア太平洋地域の成長と繁栄を促進させるための常設の国際機関に一歩大きく前進した。これによりAPECは、89年にキャンベラで第1回会議が開かれて以来の単なる協議体から、画期的な変化を遂げた。

ASEAN の動向

◎地域安全保障問題への取り組み 第4回ASEAN首脳会議で加盟6カ国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシアの首脳は、「1992年シンガポール宣言」(「参考資料」参照)を採択し、二つの協定と一つの行動計画に合意した。

このうちシンガポール宣言は、ASEANが「より高い次元の政治・経済協力」に歩を進めることをうたい、今後の主要な活動目標として、(1)先進国の経済グループ形成に対して、開放的な国際経済体制を助長し域内経済協力を促進する、(2)「加盟国が安全保障問題における新たな協力分野に入る道」を追求する、(3)カンボジア問題解決後に、友好・協力関係を基礎とするインドシナ諸国とのより緊密な関係を樹立する、の3点をあげている。

これはASEANが、設立以来の基本目標である

経済協力を強化し、活動領域を東南アジアのほぼ全域に拡大し、従来からの社会・経済協力、政治協力に加えて地域の安全保障協力をその主たる機能のひとつとすることで、ポスト冷戦の時代における存在意義の再確立を図ったことを意味する。

それではASEANの安全保障協力の実体と実効性はどのようなものになるのであろうか。シンガポール宣言は、東南アジア全域にわたる政治・安全保障協力の枠組みとして、1976年にASEAN加盟国が締結した東南アジア友好協力条約を掲げる。さらに同宣言はこの分野の重点的な課題として、国連が平和と安全保障の維持に中心的役割を果たすことを期待して、その意思決定過程の民主化を含む国連の強化を積極的に働きかけ、また、ASEANの安全保障に関する域内での既存の対話を活用し、とくにASEAN拡大外相会議(定例の外相会議後の、域外の対話相手国外相との個別・全体会議: Post Ministerial Conferences)における域外との対話を強化する、の2点を挙げている。

ここで注目されるのは、首脳会議の言うASEANの安全保障協力が、多国間の集団安保体制の構築というような一体性と拘束力の強いものではなく、対話の強化にとどまっている点である。この点は、先に触れたように協力の枠組みとして東南アジア友好協力条約を採用していることに関連すると見られる。同条約は、個々の加盟国の国家主権の尊重と内政不干渉を強調し、確認したうえで、加盟国間の紛争処理は、武力行使によることなく、友好的な交渉のみによることを規定している。紛争・対立の抑止ではなく、その処理、あくまでも平和的・現実的な処理を目的としており、当然、制裁規定もない。紛争の解決には時間のかかる体制である。同条約を枠組みとする限り、域内紛争の自主的な処理という原則の確立と対話の強化以上の協力は困難なのかもしれない。

◎南シナ海問題 1992年1月の首脳会議で合意された安全保障協力政策に沿って、7月21～22日のASEAN外相会議と拡大外相会議では、地域安全保障の問題が正式議題としてとり上げられ、対話が開始された。この対話の場で早くも、ASEANの安全保障協力の実効性が問われることになった。南シナ海の領有権問題への対応を迫られたのである（以下は、竹下秀邦「南シナ海紛争の経緯と領有権問題」（I）（II）〔『アジアトレンド』1992年-III、IV〕を参照）。

1992年に入ってからの中国の動きが事態を緊迫させた。中国は2月に、領海に南沙、中沙、西沙を含める領海法を公布、5月に、南シナ海南西端の海域（ベトナムによればその大陸棚上にあり、その固有の領域の一部）における石油探査の契約をアメリカの石油会社1社と結び、ASEAN外相会議を直前に控える7月4日には、南沙群島のダラク礁に領有権を主張する標識を設置した。

南シナ海の大半は中国のほかベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、台湾などもその一部について領有権を主張し、これらの領有権が重複するうえ、近年、各國ともに実効支配を確立するため、標識の設置、漁港や観光施設の建設、守備のための兵員の駐屯などの既成事実の積み重ねを急いできた。

このうちベトナムとマレーシアは、1992年1月のボー・バン・キエト首相のマレーシア訪問、マハティール首相との会談に際して、南シナ海のうち南沙群島ではなく、両国の大蔵棚に属し、両国の領有権主張が重複している区域を対象に共同開発を進めることに合意した。これは2国間の領有権紛争の解決は平和的な交渉に委ね、同時に係争地区の開発は共同で行なうという、近年マレーシアとタイが発展させてきた方式をとったものであり、前記した東南アジア友好条約の紛争処理方式にも合致している。近い将来におけるASEAN加盟をはかるベトナムは、その前提となる同条約調印の意向を実例をもって示した形である。事実、ベトナムとラオスは、7月のASEAN外相会議にゲストとして参加、同条約に調印している。一方、ASEANは7月の外相会議に中国もゲストとして招待しており、外相会議開催地のマニラで両国代表団が非難の応酬をするという事態となった。

こうした事態の中でASEAN外相会議は22日、「南シナ海に関するASEAN宣言」を採択した。その骨子は（1）平和的な手段による解決が必要であり、（2）すべての当事国に自制を呼びかけ、（3）直接的利害を持つ諸国の主権と管轄権という既得権を損なうことなく、航海と海洋通信の安全、海洋環境汚染防止、探索救助の努力、海賊・武装強盗と戦うための努力、ならびに反麻薬キャンペーンの分野で協力の可能性を模索するよう決議し、（4）南シナ海に関する国際的行動規範の設定のための基礎として、東南アジア友好協力条約に含まれる諸原則の適用を関係国全てに勧告する、というものであった。

これは当事国の自制によって現状を固定化し、交渉による解決を勧告したにすぎず、領有権問題の解決の新たな方式を提案したものでもなければ、南シナ海に駐屯する各国軍の偶発的な衝突の可能性を減じるものでもなかった。ちなみに宣言採択の前日である21日、錢其琛中国外相は、ASEAN・中国外相会談の席上、「南中国海に関して紛争を棚上げして共同で開発する。条件が熟したときに関係国との交渉で解決の道を求める」との提案を行ない、現時点での話し合いの国際化には反対するという立場を確認した。他方、グエン・マイン・カム・ベトナム外相は22日の錢其琛外相との会談後、宣言に対する全面的な支持を表明した。

◎AFTA・CEPT 第4回ASEAN首脳会議のもう一つの成果は、2008年までにASEAN自由貿易地域(AFTA)を設立する決定を下したことである。その主要な手段が、93年1月1日から15年間で農産物を除くASEAN域内の生産物について最終的な実効関税率を0～5%とする共通効果特恵関税(CEPT)スキームの実施である。これを受けたASEAN加盟国の経済担当閣僚が首脳たちの立ち会いの下に二つの協定（「参考資料」参照）に調印した。ひとつはAFTA・CEPTや非関税障壁の引き下げ・撤廃の意図的表明を含む貿易分野の協力、他の産業分野の協力、それぞれの監督・調整機関などを規定した「ASEAN経済協力に関する枠組み協定」であり、残るひとつはCEPTの概要、原産地証明の基準、適用商品の範囲、実施スケジュール、監督・調整機関などを規定した「ASEAN自由貿易地域(AFTA)のための共通効果

特恵関税(CEPT)スキームに関する協定」である。AFTAとCEPTの細目は1992年9月、10月、12月の3回にわたるAFTA閣僚協議会で決定された。その内容は多岐にわたるが、ここでは次の2点に注目したい。第1にCEPTの効果である。ASEANの場合、その輸出総額に占める域内輸出の比率は1975年の16%から90年の19%にわずかに上昇の傾向をたどっているにすぎず、水準自体も低い(この比率はECで90年60%，米加自由貿易協定で同35%)。このデータに関する限りCEPTの実施が貿易に与える効果は短期的には大きくないことが予想される。他方、外資誘致効果は大きいとみられる。これは92年10月の第2回AFTA閣僚会議で、CEPT適用品目の原産地比率(付加価値ベース)が、ASEAN域内で少なくとも40%(かつ最終輸出国で少なくとも25%)と低く設定されており、域内ネットワークの形成を通じて有利な生産要素の組み合わせを狙う多国籍企業にとって、大きな魅力となるからである。

第2にAFTA・CEPTの構想は、シンガポール宣言に示されるように先進国における経済プロック化の傾向に対応して、実施に移されている点である。これは、第1回AFTA閣僚協議会が、9月のAPEC第4回閣僚会議の席上でNAFTA合意に対する懸念が高まった結果、アーナン・タイ首相の呼びかけで急遽開催されたという経緯からも見てとることができる。このため、EC市場統合、NAFTA結成への動きがやや停滞の兆しを見せ始めた92年末には、CEPT実施テンポも鈍り、予定通り93年1月1日に実施にこぎ着けたのは、シンガポール、マレーシアの2国にとどまった。今後の実施もEC、NAFTAの成果と、CEPT加盟国内の外資誘致・産業保護の必要性との兼ね合いに規定されたものとなろう。

APECの動向

アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)第4回会議には、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ(台湾)、タイ、およびアメリカの参加15カ国・地域の閣僚が出席し

た。会議では、(1)地域経済の動向および諸問題、(2)ウルグアイ・ラウンドと貿易自由化、(3)APECワーク・プログラム、(4)APECの将来のステップ、などについて討議され、共同声明と、(1)ウルグアイ・ラウンドに関するAPEC声明、(2)APECの機構上の取り決めに関するパンコク宣言の二つの付属文書が採択された。

●地域経済の動向とウルグアイ・ラウンド 第1の地域経済の動向および諸問題では、1992年8月10~11日に東京で開かれた経済動向および諸問題に関するアドホック・グループ会合に提出された日本の調査「APEC地域の2000年のヴィジョンと課題」と、韓国のレポート「APEC地域の最近の経済動向と見通し」について討議が行なわれた。共同声明では、アジア太平洋地域、とくに太平洋の両側での相互依存性が、商品貿易、サービス貿易、直接投資、および人的交流の分野で明らかであり、こうした相互依存性や構造変化を促進している重要な要素としては、開放的な経済政策および堅実な経済運営との連携、グローバリゼーションのプロセス、および多国籍企業の役割などがある、と指摘している。会議では、APEC地域の展望として、持続的かつ力強い経済成長があるとの見方で一致し、この経済のダイナミズムを維持するために、多角的貿易体制の強化と太平洋横断貿易拡大の推進が重要である、としている。

第2のウルグアイ・ラウンドと貿易自由化問題は、会議のなかでも最も注目された問題であった。前記したように、会議直前の1992年8月の北米自由貿易協定(NAFTA)合意、同年末に控えたEC市場統合などの動きのなかで、各国は保護貿易体制および経済プロック化への危惧と、遅々として進まないウルグアイ・ラウンドへの不安感を募らせていたからである。

そのため会議では、タイ、韓国、マレーシア、日本、中国など各国の代表がNAFTAが域外に対して保護主義的な動きをするのではないかとの疑念を表明したり、NAFTAの投資や貿易についての取り決めが域外に対して開かれたものになるよう希望し、これにアメリカが弁明する形となった。結局会議では、ウルグアイ・ラウンドを成功させることができが決定的に重要であるとして、前述したように別途、ウルグアイ・ラウンドに関する声

明を発表することに急遽合意した。

声明では、年末までにウルグアイ・ラウンド交渉を終わらせるよう、主要貿易国のリーダーシップと全交渉参加国の断固とした行動を求めるとともに、現実の交渉が遅延していることに「深い憂慮」を表明した。参加国閣僚らは、とくに農業分野、市場アクセス、およびサービス交渉の遅延を懸念している。声明はまた、ダンケル・ガット事務局長のリーダーシップを強く支援することを再確認し、閣僚たちがすべての分野で必要な追加的努力を行なうことを約束した。

また、地域の貿易自由化については、APECやNAFTA、ASEAN自由貿易地域(AFTA)といったサブ・リージョナルな貿易取り決めがガットの諸原則と整合し、より広い貿易自由化のプロセスを支援するよう奨励すべきである、としている。そして今後10年間にわたって地域の貿易自由化を推進するため、小規模な賢人グループを設立し、次回閣僚会議に最初の報告をさせることなどに合意した。

◎プロジェクト活動と事務局設置 第3のAPECワーク・プログラムでは、(a)貿易投資データのレビュー、(b)貿易促進：協力のためのプログラムとメカニズム、(c)アジア太平洋地域における投資・技術移転の拡大、(d)アジア太平洋多国間人材養成構想、(e)域内エネルギー協力、(f)海洋資源保存：APEC地域における海洋汚染問題、(g)電気通信、(h)漁業、(i)運輸、(j)観光など10件のプロジェクトが進捗していることに「満足の意」を表し、今後さらに努力することに合意した。

第4のAPECの将来のステップは、前回会議からの懸案である事務局設置と経費支弁のための基金設立が焦点であった。

事務局設置に関しては、機構化により、APECがその役割をいっそう強化し、かつ効率性を高め得る段階に到達したことを確認したが、問題はどこに事務局を設置するかであった。シンガポール、タイ、インドネシア、韓国などが誘致を希望したが、結局、シンガポールへの設置が決定された。なお事務局は、1993年1月に開設される。初代事務局長は、93年の閣僚会議の開催地であるアメリカから出すことになっており、以後順次、閣僚会議開催地にしたがって94年にはインドネシア、95

年には日本から出すことになっている。

基金設立については、APECの管理・運営を賄うため、メンバーが決められた比率にしたがって基金に毎年拠出することが合意され、200万ドルを上限とする1993会計年度の予算案が作成されることとなった。

拠出金の分担率については、すでに9月7、8日の両日に開かれた高級事務レベル会合(SOM)で、日米が最高の各18%，シンガポールを除くASEAN5カ国が下限の各2.5%，中国は9.5%，韓国は6.25%と決められている。

最後に、メンバーの新規参加に関しては、1991年のAPECソウル宣言で規定されたように参加国のコンセンサスによることを再確認し、APECへの新規参加は、(1)アジア太平洋地域に強固な経済的結びつきを有し、(2)ソウルAPEC宣言に具現化されたAPECの目的と原則を受け入れるアジア太平洋地域の経済に対し、原則として開かれている、と想起した。

しかし、新規参加については、現在および将来の参加者の双方の利益に関し、「注意深い検討を要する」との指摘もなされ、この問題の微妙さをのぞかせた。注目されていたメキシコやチリの新規参加は、次回閣僚会議でさらに検討されることとなった。その際には、このほかにパプアニューギニアの参加も検討される可能性がある。

◎APEC首脳会議の開催問題 以上のように、APECは事務局と活動基金をもつ国際機構としての体裁を整えてきたが、それと並行して浮上してきたのがAPEC首脳会議開催問題である。これは、オーストラリアのキーティング首相が提唱したものとされるが、第4回閣僚会議では議題として取り上げられなかった。しかし、1993年11月にシアトルで開かれる第5回閣僚会議の議長国であるアメリカが開催に積極的であり、この問題が第5回閣僚会議では議題にのぼる可能性もある。

首脳会議の開催をめぐっては、APECがアジア太平洋地域の経済協力関係を強化するうえでの大きな前進になるとして賛成する声がある一方、首脳レベルの会議となると政治的色彩が強まり、中国、台湾、香港の出席者をどうするか等の難問が生じるとの意見もあり、今後の推移が注目される。

(小牧：動向分析部長、木村：同主任調査研究員)

1月3日 トブッシュ米大統領、アジア太平洋諸国歴訪の途次、シンガポールを訪問(5日まで)。基地使用の合意や防衛対話の活発化を通じてのASEAN諸国との責任分担強化、ASEAN諸国間の自由貿易協定締結の動きを支持、などの点を表明。

7日 ト楊尚昆中国国家主席、シンガポール(～10日)、マレーシア(～14日)を公式訪問。11日マハティール首相との会談でEAEC案全面的支持を確認。

21日 トベトナムのボー・バン・キエト首相、マレーシアを公式訪問(～23日)。両国は、南シナ海で両国の領有権の主張が重なっている区域の共同開発推進に合意。

27日 トASEAN首脳会議、シンガポールで開催(2日間)。28日、地域安全保障問題について域外諸国と対話促進、インンドン再建への積極的関与、国連の民主化・機能強化促進、共通効果特恵関税(CEPT)導入を通じてのASEAN自由貿易地域(AFTA)の設立、ASEAN事務局の強化などを謳った「シンガポール宣言」に調印。経済閣僚が、「ASEAN経済協力強化に関する枠組み協定」と「ASEAN自由貿易地域のための共通効果特恵関税スキームに関する協定」に調印。次回外相会議でベトナム、ラオスの東南アジア友好協力条約加入準備を進め、高級事務レベルでEAECの内容を固めるなどの行動計画に合意した。

2月13日 ト劉賢鎮マ科学・技術・環境相、ジャカルタでスハルト・イ犬統領と会談後、同大統領がマラッカ海峡での汚染事故に対する清浄化活動のための基金徴募を提案したが、これに原則的に同意と談話。

17日 ト第5回ASEAN環境相会議、シンガポールで開催(～18日)。環境と開発に対するシンガポール宣言、および、森林資源を開発する権利を主張し、先進国に造林の努力を要請した、地球サミットに向けての共通見解を採択。

21日 トシンガポール商工相、ASEAN経済閣僚会議に日本を招請と談話。

25日 ト中国、領海法を公布。領海には南沙、中沙、西沙が含まれ、領海侵犯は追跡・排除と規定。

26日 ト第1回アジア・太平洋防衛会議、シンガポールで開催(～28日)。米、豪など17カ国参加。同地での第7回アジア航空宇宙ショウ(2月25日～3月1日)にあわせて開催したもの。

28日 トベトナム首相に随行してフィリピン訪問中の同国グエン・マイン・カム外相、7月のASEAN外相会議でベトメムの東南アジア友好協力条約へ加盟が承認されようとの見通しを表明。

3月7日 トマハティール・マ首相、ミャンマーのロヒンガ族迫害には断固たる姿勢で臨むと談話、10日ア卜ドラー・マ外相は駐マ・ミャンマー大使に憂慮を通告、11日、アラタス、イ外相は、ミャンマー政府の行動は東南アジアの平和と安定の阻害要因になると談話、同日、シ外務省スポーツマンも同様の趣旨の見解を発表。

23日 ト北海軍、南沙バグアサ島で中国人漁民7人を逮捕、31日中国に送還。

4月6日 ト東京で開催のアジア船主協会会議(～7日)、シ、マ、イのマラッカ海峡沿岸3国に、同海峡航行の船舶を海賊から守るために対策を講じるよう要請。

7日 ト楊林豊シ国防相、比スピック基地の米第7艦隊後方支援部隊は4月にシンガポールへ移転を開始し、7月から実働と発表。

14日 トESCAP第48回会議、北京で開催(～23日)。アジア太平洋地域の経済協力拡大などを謳った北京宣言を採択。

27日 ト第2回開発途上国環境担当相会議、クアラルンプルで開催(～28日)。持続的成長の必要性、全ての国と人にとっての基本的権利としての開発権などを謳ったクアラルンプル宣言を採択。

29日 トアジア太平洋地域の安全保障に関する防衛会議、クアラルンプルで開催(～30日)。同地で4月27～30日に開催された第3回アジア防衛博にあわせて開かれ、米国、旧ソ連、中国、その地域内の軍事専門家が出席。

5月4日 ト米第7艦隊の艦船1隻(5日にさらに1隻)がマレーシアのルムット港ドックに入り、点検修理。

8日 ト中国、米クレストン・エナジー社とベトナムの大陵棚の一部での海底油田探査・開発契約に調印。

14日 ト非同盟外相会議、バリ島で開催(～16日)。カンボジアが13年ぶりに参加、中国がオブザーバー参加。

22日 トマ王国、南沙のラヤン・ラヤン礁観察。

29日 ト外務長官、7月のASEAN外相会議にベトナム、ラオスを初めてゲストとして招待、中国、ロシアもゲスト参加、と明かす(マニラでの常任委の決定)。

6月3日 ト国連環境開発会議、リオ・デジャネイロで開催。首脳会議は12～14日。

22日 トアジア太平洋地域の信頼確立・紛争削減に関する第6回アジア太平洋円卓会議、クアラルンプルで開催(2日間)。マ国際問題戦略研究所主催。

23日 ト加藤官房長官、東京で開催中のカンボジア復興閣僚会議に出席のASEAN5カ国閣僚と会談、カンボジア問題、ミュンヘン・サミットにつき意見交換、PKO法につき説明。

29日 》南沙問題に関する非公式会議(第3回), ジョカルタで開催(7月2日まで)。ASEAN 6カ国, 中国, 台湾, ベトナム, ラオスの9カ国1地域の政府当局者などが個人の資格で参加。資源調査, 環境保護, 領有問題などを討議。

7月4日 》中国, 南沙群島のダラク礁に領有権を主張する標識を設置。

21日 》ASEAN 外相会議, マニラで開催。22日, 南シナ海をめぐるすべての主権と領有権の問題を平和的手段によって解決する必要性を強調し, すべての関係当事者に自制を呼びかけ, 協力の可能性を探る決意を表明し, パリ条約を南シナ海をめぐる行動規範確立の基礎とするよう求めた「南シナ海に関する宣言」に調印, また共同声明を発表。会議には ASEAN ゲストとして中国, ロシア, ベトナム, ラオスの外相が出席。ASEAN 外相は21日に中国, 22日にロシアの外相とそれぞれ会談。また22日にベトナムとラオスが東南アジア友好協力条約に調印。さらに24~26日に ASEAN 拡大外相会議開催。

8月4日 》APEC 教育担当閣僚会議, ワシントンで2日間開催。マレーシアは欠席。

8日 》ASEAN 設立25周年。各地で記念行事。

12日 》米国, カナダ, メキシコ, 北米自由貿易協定(NAFTA)の協定案に合意。

9月1日 》非同盟首脳会議 ジャカルタで開催。99カ国から約2500人が参加。6日, 非同盟の有効性再確認, 国連憲章に立つ新国際秩序の創造, 国連の再構築・民主化, ウルグアイ・ラウンドの早期締結と南南協力の強化, 民主主義と人権の押しつけ反対などを語ったジャカルタ・メッセージを発表。ソマリアの危機問題など4決議を採択して閉会。

8日 》マハティール・マ首相, 訪マ中の渡部通産相に, EAEC は協議の場であり経済ブロックではないと説明。同通産相は米国の懸念打開が先決との見方を表明。

10日 》APEC 閣僚会議, パンコクで開催。同日, 機構問題に関するパンコク宣言採択。11日, ウルグアイ・ラウンドの年内終結を要請した特別声明と, 域内のサブ・リージョナルな経済協力組織の「橋」としての APEC の役割の検討などを語った共同声明を採択, 発表。

11日 》AFTA 閣僚協議会, パンコクで開催。アーナン・タイ首相の呼びかけによる。CEPT 制度の93年1月1日発足に向けて, 工業製品の関税引き下げ, 原産地証明の統一基準などにつき調整と決定。

17日 》アラタス・イ外相, 日本のブルトニウム輸送船あかつき丸のマラッカ海峡通航の可能性について, イ領海を通過しないよう要請するとの談話を発表。同日以後マラッカ海峡沿岸国政府の懸念表明が続いた。

20日 》リベリア船籍のタンカーと香港のコンテナー船がインドネシアのペラワン沖で衝突。

21日 》第5回 ASEAN 科学・技術閣僚会議, シンガポールで開催(~22日)。

》宮沢首相, キーティング豪首相と会談, APEC 中心のアジア太平洋サミット構想に支持表明。

23日 》太平洋経済協力会議(PECC) 第9回総会, サンフランシスコで開催。米通商代表部次席代表は NAFTA と AFTA の連携強化構想を提示。

10月5日 》ブルネイ国王在位25周年記念祝賀式典挙行。ASEAN 5カ国首脳が参加。

6日 》米商務省副次官補(東アジア担当), NAFTA を APEC 加盟国・地域に拡大する構想を提示。

8日 》マハティール・マ首相, マラッカ海峡通航料の徴収などの協議のため緊急国際会議開催を呼びかける。

》ASEAN 農林担当相会議開催。バンズンで3日間。

16日 》アブドラー・マ外相, 東京で, EAEC 推進を強調し, 東南アジアを分割し影響力を行使しようとする米国の経済戦略に対抗すべきだと見解を表明。

22日 》ASEAN 経済閣僚会議, マニラで開催。マレーシアの要請を容れて, 23日の会議を AFTA 閣僚協議会に切り替え, 15グループの商品の関税引き下げ期間の短縮, 原産地比率の概要を決定。

24日 》日本・ASEAN 経済閣僚会議, マニラで開催。AFTA に対する日本の全面的支援, ウルグアイ・ラウンド交渉停滞への失望表明などを盛った共同声明発表。

29日 》ASEAN・EC 定期外相会議, マニラで開催。東モチール問題をめぐって対立。30日, 人権問題については, 国連憲章に則り, 平和的かつ対話を通じての解決を目指すなどの諸点を含む共同声明を発表。

11月6日 》ラーソン米太平洋軍司令官, マニラで, 南沙問題に関し中国に警告, 同時に同問題でどの国も支持しないと強調。

12日 》経団連第1次 ASEAN 使節団(団長・平岩会長), シ, イ, ブ3国を訪問(~16日)。

26日 》ASEAN 労相会議, マニラで開催(2日間)。

12月11日 》AFTA 閣僚協議会, ジャカルタで開催。93年1月1日からの CEPT の実施を確認, 15グループの優先品目(fast track), および一般品目(normal track)についての関税引き下げ日程の概要, 原産地証明の規定について合意し, 各国は92年12月22日に CEPT 実施の具体案を示すことになった。

22日 》ASEAN 各国は, fast track と normal track のそれぞれについて総品目数, CEPT 対象品目数, 除外品目数(永久除外品目を含む), および, それぞれの関税引き下げスケジュールを発表。

I 1992年シンガポール宣言

以下は1992年1月28日付けのプレス・リリースからの抄訳である。

1. われわれASEAN諸国政府の首脳は、過去25年のASEANの業績に力づけられ、ASEANの協力が域内諸国民の福利にとって引き続き重要であると確信する。

2. われわれは、冷戦の終焉以来起こっている国際政治と経済の激しい変化をレビューし、ASEANにとっての意味を検討して、次のように宣言する。

・ ASEANは地域の平和と繁栄を確保するため、より高い次元の政治・経済協力を歩を進める。

・ ASEANは、先進国間の大規模で強力な経済グループ形成に対して、とくに開放的な国際経済体制の育成と域内経済協力の促進によって、その集団的利益を絶えず追求する。

・ ASEANは、加盟国が安全保障問題における新たな協力分野に入る道を追究する。

・ ASEANは、カンボジア問題解決後に、友好・協力関係を基礎とするインドシナ諸国とのより緊密な関係を樹立する。

政治・安全保障協力

3. 政治・安全保障協力の分野で、以下の点に合意した。

・ ASEANは、東南アジアの全ての国が「東南アジア友好協力条約」に加盟することを歓迎する。同条約は、東南アジア全域にわたるより広範な地域協力に共通の枠組みを提供するものである。

・ ASEANはまた、適切な決議などを通じて国連が同条約を承認するよう求める。これは、社会・経済的協力の促進のみならず国際平和と安全保障の維持における国連の中心的役割に対するASEANのコミットメントを意味する。

・ ASEANは、「ASEAN協和宣言」を全面的に承認し、域内の安全保障の強化に関する域外諸国との対話、および(1991年にマニラとバンコクで開催された地域安全保障セミナー、90年にパリ、91年にバンダラにて開かれた南シナ海に関するワークショップのような) ASEANの安全保障協力に関するASEAN域内の対話を促進するため、すでに確立された話し合いの場を利用できると考える。この努力を強めるため、ASEANは、閣僚会議後の会合(PMC)を利用して、政治・安全保障問題における域外との対話を強化すべきである。

・ ASEANは、アジア太平洋地域の諸国との協力関係の樹立の面で大きく歩を進めてきており、これを引き続き優先する。

・ ASEANは、変化しつつある環境条件を考慮に入れつつ、友好諸国と協議しながら、「平和・自由・中立地帯」(ZOPFAN)と「東南アジア非核地帯(仮称)」(SEANWFZ)の実現を求めてゆく所存である。

・ 1991年10月にパリで調印された和平協定の全面的実施を確保するため、国連及び国際社会と緊密に協力する。和平プロセスの勢いを保ち、「パリ和平協定」調印によって実現された成果を実行するために、可及的速やかにUNTACを派遣するよう国連事務総長に要請する点で、ASEANはカンボジア最高国民評議会を支持する。ASEANはカンボジアの全当事者に対して、カンボジアにおける真の持続的な平和に不可欠な国民和解のプロセスを誠実に実行するよう呼びかける。

・ ASEANは、ベトナム、ラオス、カンボジア再建の国際的プログラムに積極的な役割を果たす所存である。

4. われわれは、ポスト冷戦の世界における国連の中心的役割を認識し、以下の点に合意する。

・ 提案されている国連安全保障理事国首脳会議は、国連の役割を、より公正な国際政治・経済秩序の助長、および国連の意思決定過程の民主化に向けるよう助長すべきである。これによって国連が真に効率的にその責務を果たすようにする。

・ ASEANは、国連を国際平和と安全保障のための主要な手段とする努力に積極的に参加する。

・ ASEANは、国連憲章に則り、国連の平和維持と平和実現の役割と能力を含めて、国連を強化するあらゆる努力を助長する。

ASEAN経済協力の方向

5. われわれは経済協力の分野で、以下の点で合意した。

・ ASEAN域内経済協力の強化における共同の努力をさらに加速するため、「ASEAN経済協力強化に関する枠組み協定」に含まれる適当な新たな経済措置を採用する。枠組み協定の目標は、地域の安定と繁栄に不可欠なASEANの経済成長と開発の持続である。

・ ASEANは、1993年1月1日から15年間で、0~15%を最終的な効果関税の税率とする共通効果特恵関税(CEPT)を主たる手段として、ASEAN自由貿易地域(AFTA)を設立する。ASEAN加盟国は、関税率の加速的な引き下げのためCEPTに含める次の15グループの品目を定めた。

- ・植物油
- ・セメント
- ・製薬
- ・肥料
- ・プラスティックス
- ・ゴム製品
- ・皮革製品
- ・パルプ
- ・繊維
- ・セラミック、ガラス製品
- ・宝石、装身具
- ・銅製電極
- ・電子製品
- ・木製・ラタン製家具

・ASEANは、域内の既存の取り組みを強化し新たな形態の産業協力に柔軟性をもって処するのみならず、新しい革新的な措置をとることで、投資、産業間のリンクージ、および補完性を増強する。

・ASEANは、資本市場の分野でさらに協力を強化し発展させ、資本とその他の金融資源の自由な移動を奨励し助成する。

・ASEANは、安全で効率的で革新的な運輸・通信インフラストラクチャーのネットワークを提供するための地域協力を一層強化する。

・ASEANはまた、費用効果的で質が高く、顧客指向のサービスを提供するため、加盟国間の郵便・電信電話システムを引き続き改善し発展させる。

・ASEAN農産物貿易の振興とその貿易に関する交渉を強化して、ASEANの競争力を高め、国際市場におけるASEANの農産物輸出の拡大を持続するために共同の努力を行なう。

・ASEANは、加盟国間の、あるいは加盟国と非ASEAN経済の間のサブ・リージョナルな取り組みは、ASEAN経済協力の全体を補完し得るものであると認める。

・ASEANは、アジア太平洋経済協力会議(APEC)と東アジア経済協議会(EAEC)に加え、他の諸国や、地域・多国間の経済組織との協力を強化することおよび、または確立することの重要性を認識する。APECに関して、ASEANは、アジア太平洋地域の成長とダイナミズムを持続させるというAPECの基本目標を重視する。EAECに関しては、必要が生じた時に東アジア諸国が共通に関心を持つ問題について協議を行なうことは、域内の協力の拡大と、自由で開かれたグローバルな貿易システムの助長に寄与し得るものであると、ASEANは認識する。

・さらにASEANは、域内の貿易と投資の拡大に際し

て、非関税とノン・ボーダーな領域での協力が関税自由化を補完することの重要性を認識し、これらの分野における協力の可能性をさらに探り第5回ASEAN首脳会議に答申を行なう所存である。

・ASEANは、観光産業の育成の面、とくに1992ASEAN観光年の成功をはかる面での協調的な努力を継続する。

・ASEANは、その他の経済に関連する、科学技術の移転や人的資源開発のような分野における協力を引き続き拡大する。

・ASEANは、国際組織と地域グループのみならず、国際的な、また地域間の協議の場における協力と共同行動を強化する。ASEANはまた、域内の一次産品部門の前進に向けて、かつ国際商品問題に関する呼びかけに際して、ASEANの対話相手国およびその他の生産・消費国との関係を強化する。

・ASEANは、持続的な経済成長にはかなりの量のエネルギーのインプットが必要であると認識している。ASEANは、加盟国の工業化と産業基盤の強化の継続に際して、エネルギーの安全保障、保存、および代替燃料の研究の面での協力を焦点を当てて強化する所存である。

・ASEANは、貿易と投資機会の相補性を認識し、従って、ASEANの民間部門の協力拡大と交流、およびASEAN域内投資の拡大のための適切な政策の検討を奨励する。

・ASEANは、関税・貿易一般協定(GATT)に具現化された自由で開かれた貿易の諸原則を引き続き堅持し、開かれた多国間貿易システムの維持と強化に努力する。

・ASEANは、ウルグアイ・ラウンドがASEAN経済の主要な関心と利益に配慮するよう集団として努力し、1992年12月20日現在の最終テキスト草案を交渉完了の合理的な基礎として用いるという点で、 pragmatiqueで現実的なアプローチをとる所存である。

・ASEANは主要貿易国に対して、農業と他の分野に関するその対立を解決し、同様に最終テキスト草案を用いてウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裡の終結に努力するよう、強く要請する。

ASEANの对外関係の見直し

6. われわれはASEANの对外関係を見直して、次の点で合意した。

・ASEANは、ますます相互依存的になっている世界の一部として、その「対話」の相手国、すなわちオーストラリア、カナダ、EC、日本、韓国、ニュージーランド、およびアメリカとの協力関係を強化し、関心を有する非「対話」諸国および国際組織と協議関係に入るべきである。

・ ASEAN と「対話」相手国との協力関係は著しく発展してきたが、ASEAN は、これらの諸国、とくにその主要貿易相手国との経済関係の増進のため、既存の対話メカニズムを強化し、必要な場合は新たなメカニズムを開発するべきである。

ASEANの機能別協力

7. われわれは機能別の協力の分野では、次の諸点に合意した。

・ ASEAN 加盟国は、小・中・高校と大学の履修課程における東南アジア研究の一部として ASEAN 研究を拡充することを通じ、また中等・高等教育水準で ASEAN 学生交流事業を導入することを通じて、域内住民の ASEAN に関する自覚を引き続き高めるべきである。

・ ASEAN は、域内の主要大学と高等教育機関の拡大されたネットワークを基礎として ASEAN 大学(仮称)を創設することを最終的目的として、既存のネットワークを一層強化する方法を検討することで、地域のアイデンティティと連帯の早期発展を促し、人的資源開発を助長すべきである。

・ ASEAN の機能別協力は、女性がそのニーズと願望を充足させるために ASEAN 諸国の開発により広い範囲で関与し参加を拡大するように企画されるべきである。

・ ASEAN 加盟国は、持続可能な開発という原理を深めて開発のあらゆる面にそれを組み入れる協力を継続することで、環境保護に引き続き積極的な役割を果たす所存である。

・ ASEAN 加盟国は、とりわけ国境を越えて広がる汚染、自然災害、森林火災の問題、および熱帯雨林伐採反対キャンペーンへの対処に際して、環境政策面での協力を引き続き強化すべきである。

・ 先進諸国は、環境面で適正な技術を譲許的かつ特恵的な条件で途上国に移転もしくはアクセスさせるのみならず、新規の追加的な金融資源を供与することによって、途上国を支援すると約束すべきである。

・ 先進諸国はまた、経済成長と開発を支持する国際環境の維持に助力すべきである。

・ ASEAN は、これらの約束がリオデジャネイロにおける1992年国連環境・開発会議の成果に反映されることを期待する。

・ 非政府組織(NGO)が社会開発の面で重要な役割をはたしていることに鑑み、ASEAN は域内 NGO 間の情報交換を奨励し、ASEAN 域内の機能別協力への NGO の参加拡大を助長する。

・ ASEAN は、麻薬乱用と不法な麻薬取引の問題を国、地域、および国際的なレベルで克服するという面での協力を強化する。

・ ASEAN は、エイズに関する情報の交換によるエイズ拡大の抑制、とくにこの致命的な疾病に対する政策とプログラムの立案と実施の面で協調的な努力を払う。

ASEAN諸制度の再編成

8. われわれは ASEAN を強化するため、以下の点で合意した。

・ ASEAN 加盟国政府の首脳は、3 年ごとに公式に会合し、その間は非公式に会合するものとする。

・ ASEAN の組織構造、とりわけ ASEAN 事務局により多くの資源を供与して合理化し強化する。

・ ASEAN 事務局の事務局長の職名は ASEAN 事務局長と改められ、ASEAN の活動を開始し、勧告し、調整し、実施するための拡大された権限を付与される。

・ ASEAN 事務局長は実績に基づいて任命され、閣僚の地位を与えられる。

・ ASEAN の専門職スタッフは公開採用を原則として、ASEAN 全加盟国が事務局に代表されるよう割当性に基づいて任命される。

・ 現在の五つの ASEAN 経済委員会は解散され、ASEAN 経済協力の全ての面の処理を高級経済担当官会合の職務とする。

・ ASEAN 自由貿易地域(AFTA)のための共通効果特恵関税(CEPT)計画に関する協定の実施を監督、調整、見直すために、閣僚級の協議会を設置する。

(1992年1月28日、シンガポールにて)

2 ASEAN 経済協力強化に関する枠組み協定

以下は1992年1月28日付けのプレス・リリースからの抄訳である。

(前文は略す)

第1条 原則

1. 加盟国は外向きの態度でその経済協力の強化に努力し、もってグローバルな貿易自由化の促進に寄与する。

2. 加盟国は ASEAN 経済協力の強化を目的とする措置の実行やイニシアティブの発揮に際して、互恵の原則を遵守するものとする。

3. 全ての加盟国が ASEAN 域内の経済的取り組みに参加するものとする。しかしながら、これらの経済的取り組みの実施に際して、2 カ国もしくはそれ以上の数の加盟国は、他の加盟国に実施の用意がない場合にも、実施に着手し得るものとする。

第2条 協力分野

A 貿易協力

1. 全ての加盟国が、15 年以内に ASEAN 自由貿易地域(AFTA)を設立し参加することに同意する。AFTA の

監督、調整、レビューのために閣僚レベルの協議会を設置する。

2. 共通効果特恵関税(CEPT)をAFTAの主たるメカニズムとする。CEPTスキームにカバーされない商品については、ASEAN特恵貿易取り極め、もしくは他に合意されるメカニズムを用いることができる。

3. 加盟国は、既存の取り極め、もしくはこの協定から生ずる他の取り極めのもとで具体的に合意されるやり方で、商品の輸出と輸入に関わる非関税障壁を、加盟国間で減らしもしくは撤廃する所存である。

4. 加盟国は、貿易の自由化を補完するため、ボーダーと非ボーダーの分野の協力に関する措置をさらに検討する所存である。

B 鉱工業、エネルギー分野の協力

1. 加盟国は、ASEAN域内の既存の措置を強化するのみならず、新たな革新的な措置をとることによって、投資、産業間のリンクエージ、および補完性を増大させることに同意する。

2. 加盟国は、新たな形態の産業協力に柔軟性をもたせることに同意する。ASEANは鉱業開発における協力を強化する。

3. 加盟国は、エネルギーに関する計画立案、情報交換、技術移転、研究開発、マンパワー訓練、保存、および効率を含むエネルギー分野での協力と、エネルギー資源の探査、生産、供給における協力を強化する。

C 金融・銀行分野の協力

1. 加盟国は、資本市場の分野における経済協力を一層強化、開発し、あわせてこの分野における協力拡大のための新たな措置を見いだす所存である。

2. 加盟国は、それぞれの法令、通貨管理、開発目標を考慮に入れたうえで、貿易と投資におけるASEAN加盟国通貨の使用の一層の自由化を含む、資本とその他の金融資源の自由な移動を奨励し助長する。

D 食糧、農業、林業分野の協力

1. 加盟国は、ASEAN域内の食糧安保を確保し、情報交換を拡充するため、農産物の開発、生産、振興の分野で地域協力を強化することに合意する。

2. 加盟国は、森林資源の管理、保存、開発、マーケティングの改善のために、共同の技術協力を強化することに同意する。

F 運輸・通信分野の協力

1. 加盟国は、安全で効率的で革新的な運輸・交通分野の基盤施設のネットワークを供与するための地域協力をさらに強化することに同意する。

2. 加盟国はまた、費用効果が高く、高品質で、顧客指向のサービスを提供するため、国家間の郵便、電信・

電話システムを引き続き改善し開発する。

第3条 その他の協力分野

1. 加盟国は、研究開発、技術移転、観光産業振興、人材開発、その他の経済関連分野における協力の拡大に同意する。これらの分野における既存のASEANの取り極めも全面的に考慮に入る。

2. 加盟国は、適当なASEANの機関を通じて、定期的に、地域と世界の情勢と趨勢について協議し、情報を交換し、ASEANの優先事項と課題を確定する。

第4条 サブリージョナルな経済取り極め

ASEAN加盟国間における、もしくは加盟国と非加盟経済との間のサブリージョナルな取り極めは、ASEAN経済協力全体を補完しうるものであることを、加盟国は認識する。

第5条 ASEAN域外との経済協力

ASEAN加盟国間の経済協力を補完し強化するため、また経済と政治の双方の分野における域外の状況と趨勢の急速な変化に対応するために、加盟国は、他の諸国並びに地域的・国際的な組織・取り極めとの協力の確立、かつ／または強化に同意する。

第6条 民間部門の参加

加盟国は、貿易と投資の機会の補完性を認識し、したがって、とりわけ、ASEANの民間部門の間の、およびASEAN民間部門と非ASEAN地域の民間部門との間の協力と交流を奨励し、ASEAN域内とASEAN域外の投資とその他の経済活動拡大の促進を目的とする適切な政策の検討を助長する。

第7条 監視機関

ASEAN事務局は、この協定から生ずる取り極めの進捗をモニターする責務を負う機関として機能する。加盟国は、ASEAN事務局の任務遂行に際して同事務局に協力する。

第8条 進捗のレビュー

ASEAN経済閣僚会議とその下部機関は、本協定に含まれる諸要素の実施・調整の進捗をレビューするものとする。

(これに続く第9～15条は略す)

③ ASEAN自由貿易地域(AFTA)のための共通効果特恵関税(CEPT)スキームに関する協定

以下は1992年1月28日付けのプレス・リリースからの抄訳である。

(前文と第1条〈定義〉は略す)

第2条 一般的規定

1. ASEAN のすべての加盟国は、CEPT スキームに参加するものとする。

2. (略)

3. 特定商品の、HS 8/9 桁水準での除外は、当該商品をCEPT スキームに含める用意がさしあたりない加盟国に対して認められる。一加盟国にとりセンシティブな特定商品については、「ASEAN 経済協力強化に関する枠組み協定」の第1条(3)の規定に従い、一加盟国は、本協定で当該商品に与えられる譲許を放棄する限り、当該商品をCEPT スキームから除外することができる。最終的な除外リストもしくは本協定修正に関する決定を行なうために、本協定を8年目にレビューする。

4. ひとつの商品は、その中身の少なくとも40%が ASEAN 加盟国のいずれかに由来する場合には、ASEAN 加盟国原産と見なされる。

(5, 6, 7 項は省略)

第3条 商品の範囲

このスキームは資本財、農産物加工品及び本協定に記載された農産物の定義から外れる商品を含むすべての製造業品に適用される。農産物はCEPT スキームから除外される。

第4条 關税引き下げのスケジュール

1. 加盟国は以下の効果的特恵關税引き下げのスケジュールに同意する。

(a) 現行關税率から20%への引き下げが、1993年1月1日から5~8年の期間内に、各加盟国が決定してその開始に当たり公表する引き下げプログラムに従って、行なわれるものとする。加盟国は、個々の加盟国の現行の關税率をXとする場合に(X-20)%を5ないし8で除した年間引き下げ率を採用するよう奨励される。

(b) その後の20%もしくはそれ未満からの關税率の引き下げは、7年の期間内に行なわれる。引き下げ率は少なくとも5%とする。各加盟国の決定する引き下げプログラムは、プログラム開始に当たり公表されるものとする。

(c) 1993年1月1日現在の關税率が20%かそれ未満の商品について、加盟国は關税引き下げプログラムを決定し、その開始に当たり、關税引き下げスケジュールを公表するものとする。2カ国以上の加盟国は、特定商品の關税率を、引き下げペースを早めて、0~5%に引き下げる取り決めを結ぶことができる。そのペースはプログラム開始に当たり公表される。

(第4条2, 3項、および第5、第6条は略す。)

第7条 制度的取り組み

1. ASEAN 経済閣僚は、本協定の諸目的遂行のため、各加盟国が指名する者1人と ASEAN 事務局長とで構成

される閣僚級の協議会を設置する。ASEAN 事務局は、閣僚級の協議会に対して本協定の実施の監督、調整、レビューのための支援を行ない、関連するすべての問題で ASEAN 経済閣僚を補佐する。閣僚級の協議会はまた、上級経済担当官会議の支援を受ける。

(以下省略)

④ アジア・太平洋経済協力閣僚会議 (1992年9月10~11日、於バンコック) の共同声明、ウルグアイ・ラウンドに関する声明、およびバンコック宣言

(以下は日本外務省による仮訳である)

共同声明

1. 第4回アジア・太平洋経済協力閣僚会議(APEC)は1992年9月10~11日バンコックにおいて開催された。豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、中華人民共和国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ及び米国の閣僚がAPECのプロセスについて引き続き議論するために同会合に出席した。ASEAN 中央事務局、太平洋経済協力会議(PECC)、南太平洋フォーラム(SPF)がオブザーバーとして出席した。閣僚及びオブザーバーの全員のリストは別添1の通りである。

2. 本会議は、タイのアーサー・サラシン外務大臣及びアマレート・シラオン商務大臣が共同で議長を務めた。

3. 閣僚は、アナン・パンヤラチュン・タイ国首相閣下が以下を強調した基調演説をしたことを感じた。

・ APECは、世界情勢をとりまく急速な変化と不確実性にもかかわらず、増長しつつある保護主義に対する強い防御を築きつつ、地域の成長と繁栄を促進させる上で枢要な役割を果たす体制にあること、

・ APECは、APECがその上に協力を築くことができるような均衡のとれた結果をウルグアイ・ラウンドにて達成することを奨励すること、

・ 独特の形で多様性及び開放性を有する協議の場としてのAPECは、経済その他の分野における広範な分野で、未だに開拓されていない多大なる可能性を有していること、

・ APECがアジア・太平洋地域における主要なサブ・リージョナルな自由貿易地域間の有り得べき架け橋としての可能性が注意深く探求されねばならないこと、

・ 相互に補完的なサブ・リージョナルな経済機構の密接に入り組んだネットワークの一つとしてのAPECは、地域経済協力のみならず、メンバーたる諸経済それぞれ

における均衡のとれた発展を促進し得る、開かれた進化しつつある過程であること。

4. 閣僚は、以下を含む諸点につき議論を行った。

- A. 地域経済の動向及び諸問題
- B. ウルグアイ・ラウンドとこの地域における貿易自由化
- C. APEC ワーク・プログラム
- D. APEC の将来のステップ
- E. 将來の参加

5. 閣僚は、1992年8月10～11日、東京でカナダ、日本及び韓国が共同で議長を務めた経済動向及び問題に関するアドホック・グループ会合のレポートを検討した。右会合は、「APEC地域の2000年のヴィジョンと課題」と題する地域の経済的繋がりに関する日本の調査と「APEC地域の最近の経済動向と見通し」と題する地域経済の展望及び動向に関する韓国のレポートにつき討議を行った。

6. 閣僚は、これらの研究がアジア・太平洋地域の中の主要な経済フロー及び進化しつつある相互依存性を数量化することに資する独走的かつ画期的な研究をAPECに提供したこと留意した。右相互依存性、就中、太平洋の両側の間の相互依存性は、商品貿易、サービス貿易、直接投資及び人的交流の分野で明瞭である。この地域における、相互依存性及び構造変化を促進している重要な要素として、開放的な経済政策及び堅実な経済運営との連携、グローバリゼイションのプロセス及び多国籍企業の役割がある。

7. 閣僚は、APEC地域の展望として持続的かつ力強い経済成長があるとの見方を有し、地域の経済ダイナミズムを維持する上で多角的貿易体制の強化及び太平洋横断貿易の拡大の推進の重要性に留意した。

8. 閣僚は、APECメンバー間の主要な経済統計の定期的な回付に関する手配を検討するとの豪州の提案を歓迎し、高級実務者に本件提案を更に検討するよう指示した。

9. 閣僚は、経済の動向及び諸問題に関する対話がAPECの作業の中心的な要素をなすことに留意した。閣僚は、第2回アドホック・グループ会合の成功へのそれぞれの貢献に対し、日本及び韓国に謝意を表明し、高級実務者にアドホック・グループの次のステップ、特に、経済の動向及び諸問題に関する対話が如何に将来の閣僚間の対話に貢献し、APEC諸ワーク・プロジェクト及び他の活動により広い背景を提供するための方法について検討するように指示した。

10. この目的のため、閣僚は、高級実務者に対し、1993年の閣僚会議で使用するため、地域の諸経済の短期

から中期の経済展望のレビューの準備及び高級実務者がその次回の会合において、決定する優先的問題分野の検討を確実に行うよう指示した。取り上げられ得る問題を検討するに際し、高級実務者は、開放的な経済政策及び貿易、成長及び発展のための投資及び技術の流れ、構造変化、人材養成、域内の所得格差の減少、及び地域統合の進展の持つインプリケーションを含む東京のアドホック・グループ会合のレポートが明らかにしている諸問題に依拠することができる。

ウルグアイ・ラウンド

11. ウルグアイ・ラウンドの成功を達成する決定的な重要性を認識し、閣僚は別添2として添付したURに関する別途のAPEC宣言を発出した。

地域の貿易自由化

12. 閣僚は、高級実務者により合意された地域の貿易自由化に関する非公式グループの報告を検討し、エンドースした。閣僚は、グローバリゼイションの過程及び北米自由貿易協定(NAFTA)やASEAN自由貿易地域(AFTA)といったサブ・リージョナルな貿易取極を含め、地域の関連した貿易政策諸問題との関連において、合意を築き、情報を分かち合う手段として、APECの貿易政策対話の重要性に留意した。閣僚は、APECの諸経済は投資リンクエージ並びに地域的及びサブ・リージョナルな貿易取極が外交的でガットと整合し、より広い貿易自由化のプロセスを支援するよう奨励すべきであり、また、かかる問題に関する活発な対話が引き続き行われるべきであるとした非公式グループの見解をエンドースした。閣僚は、ウルグアイ・ラウンドの見通しがより明瞭になった際に貿易政策を担当する閣僚間の会合を召集する意図を再確認した。

13. 閣僚は、「地域の貿易自由化へのアプローチに関する選択を確認し、勧告を行う」とのソウル閣僚会合よりのマンデートを進展させるべく非公式グループによって明確化された現実的な方策について討議した。閣僚は、非公式グループに対し、表面化しつつある貿易諸問題の将来を考え、要請し、より長期の措置及びより短期の行動計画双方を追求すべきとの見解をエンドースした。

14. 地域貿易自由化を次の10年間にかけて進めるために、閣僚は、2000年に向けてのアジア・太平洋における貿易に対する展望を明言し、APECによって検討されるべき制約と問題を明らかにし、1993年に米国で開かれる次回閣僚会合に最初の報告をするために小規模な賢人グループを設立すべきことにつき合意した。閣僚は、報告中に述べられている賢人グループの構成及び指示委任事項に関する提案をエンドースした。

15. より近い時期において、閣僚は、非公式グループ

により勧告された4つの提案の実施が作業に有意義な成果をもたらすものであることにつき一致した。閣僚は、高級実務者に対し、以下の4提案を実行するよう指示した。

- (1) よりよい情報の流れを通じて地域貿易を容易にするためにAPECメンバーの関税に関する電算データ・ベースを、フィージーピリティー・スタディーの結果に従って確立する。
- (2) 地域の関税協力理事会(CCC)の活動を考慮しつつ、関税の手続きと慣習を調和させ、容易ならしめるために計画された現在の地域的活動を調査し、かつ、その作業を促進乃至補完するためにAPEC内で取り得る追加的な手段を勧告する。
- (3) 市場アクセスの行政的側面を明確化し、また討議し、これら措置の障壁とコストを減らし、継続的に右をレビューするための過程に関する提言を含む報告を第5回APEC閣僚会議に提出する。
- (4) APECメンバーを調査し、可能であれば1993年に閣僚に提出すべき投資規則手続きに関する詳細なガイドブックを、将来における電算化によるガイドブックの継続的な保持とアップデートの可能性を有する形で準備する。

16. 閣僚は、これら方策の実施が地域自由貿易化に関する更なる作業に対し確固たる基礎を与えること、および貿易自由化と貿易政策問題が来年の米国における第5回APEC閣僚会議の中心的な検討事項をなすべきことにつき合意した。

APECワーク・グループ

17. 閣僚は、APECワーク・プログラムに関する総合報告書をレビューし、多くのワーキング・グループが実体的な進捗をなしており、かつ明瞭な利益を本地域にもたらしていることにつき、満足の意をもって留意した。

18. 閣僚は、ワーク・プロジェクトの可能性を最大限に引き出すべくそれを更に発展させるため、関係実務者が調整のとれた努力を強化すべきことに合意し、次の諸点に留意した。

a. 貿易投資データのレビュー

サービス貿易のデータ及び投資フローのデータに関するインベントリーの作成作業が継続されている。更に、APEC諸経済間ではほぼ対照可能な商品貿易のデータを得るために努力が行われる。

b. 貿易促進：協力のためのプログラムとメカニズム

各参加メンバーのコンピュータ・システムにつなぎ、貿易、産業及び経営の情報交換を可能とするAPECの電子情報ネットワークが機能している。1994年に日本で第1回アジア・太平洋国際貿易フェアを開催すべく準備が

進められている。

c. アジア・太平洋地域における投資・技術移転の拡大
アジア・太平洋投資・技術情報ネットワークの創設に関する主々の選択肢が専門家会合により議論される。日本は、APECの全参加メンバーの協力の下、「工業団地開発ハンドブック」を編纂する。

d. アジア・太平洋多国間人材養成構想(HRD)

人材養成ネットワークの多くの有益な活動が経済開発管理、経営管理及び産業技術に関して実施されている。米国・APECパートナーシップ、日本・APECパートナーシップ、太平洋経済協力会議(PECC)による人材需要見通し及び豪州によるアジア・太平洋地域における大学間交流計画等、教育と訓練に関する他の活動も実施されてきている。APEC教育大臣会議がワシントンD.C.で1992年8月に開催され、教育に関連する問題を議論するため、APEC教育フォーラムを創設するとの提案がエンデーズされた。

e. 域内エネルギー協力

エネルギー政策問題の議論をより容易にするAPECのエネルギー・データベース及びデータベースからの情報のためのフォーマットが開発されており、1993年3月には使用可能となる。クリーン石炭技術の利用についての勧告が作成されており、92年11月以前に全参加メンバーに対し配布される。APECのメンバーにおけるエネルギー効率化の手法に関する概要が、92年10月までに配布される。天然ガス利用車の技術についての情報を共有するための情報を共有するためのネットワーク、光電池他の太陽エネルギー技術についての情報を共有するための情報交換のプログラム及び地域の再生可能なエネルギーのプログラムの作成が策定されている。

f. 海洋資源保全：APEC地域における海洋汚染問題

赤潮／貝毒問題に関する実際的な行動のために提言が作成された。詳細な計画案及び(1)情報交換(2)人材養成(3)技術交流に関するプロジェクトの経費見積りを作成する為に作業チームを設立することが提案された。報告書は、1993年中に予想される次のワーキンググループ会合の前に、完成することとなっているが、その時期には提案の評価がなされ、プログラムの運営は既に始まっている。参加者は取り上げられる追加的な議題、特に陸上に起因する汚染に関する議題に関する提案を提出するよう要請された。

g. 電気通信

香港とチャイニーズ・タイペイの電気通信環境データを含んだ補充版、「電気通信機関における人材養成の取り組み方法」に関するガイドラインを提示する訓練手引き、及び「テレポート実現に向けて解決すべき課題」

に関する報告が出版された。幾つかの電子データ交換(EDI)のパイロット・プロジェクトの地域におけるEDI利用に対する一般の認知を広げるために実施されている。

h. 漁業

進行中のワーク・プログラムとしては管理措置に関する国際的な協力を必要とする種に関する調査、漁業資源に関する情報、既存の管理措置及び科学的な支援措置を組合せた概観ペーパー、APEC参加者間における漁獲後の技術の移転のための既存施設・機会の明細、更に、APEC地域より発生する海産物の世界及び国内における市場に関する定期的な動向・予測の編集である。

i. 運輸

短期の活動、すなわち、運輸ボトルネック、既存データ、運輸のシステム及びサービス、及び他の国際的な機関における関連作業に関する調査が行われてきている。地域の運輸に対する中期的展望を概説する文書の大要も準備されている。

j. 観光

観光と航空との相互関係の調査及び観光のワーキング・グループと他の国際組織との関係、観光環境に関する研究、データ集計と統計報告の改善、観光への障壁の明確化、観光訓練の改善及び、現在の観光プロジェクトに関する目録の編集を含む特定の作業計画が作成されつつある。

19. 閣僚は、3つの新しいメンバー、すなわち中華人民共和国、香港、及びチャイニーズ・タイペイがAPECワーク・プログラムに対し行なった積極的貢献を歓迎した。閣僚は、特に、中国が1993年5月に上海での中小企業輸出拡大促進セミナー、1994年にアジア・太平洋貿易促進セミナーを、そしてAPEC貿易促進訓練コースを開催することを申し出たこと、香港が「電気通信インフラの状況及びAPEC諸経済の規則環境」に関する研究の補遺を出版するため資金面の貢献を行ったこと、また、協力を通ずる中小企業の発展促進に関するチャイニーズ・タイペイのプロジェクト提案が貿易促進ワーク・プロジェクトに編入され、電気通信及び漁業に関するワーキング・グループにより検討されたことに留意した。

20. 閣僚は、ワーク・プログラムの一般的な問題に留意し、総合報告書の中に含まれた政策の提言に留意した。10のワーク・プロジェクトの一層の進展を図るために、閣僚は高級実務者に対し、如何にワーキング・グループ活動を調整し、重複を避け、補完性を明確にするかに關し、ワーキング・グループにガイダンスを与えるように指示した。

21. 閣僚は、ソウル宣言に述べられているAPECの目的に關しワーキング・グループの焦点を改善するために、

高級実務者がワーキング・グループの全体的な調整及び管理につき積極的な役割を果たすように指示した。

22. 閣僚は、APECが開かれたプロセスにあることを再確認した。セミナー、シンポジウム及びワーク・ショップを含めたAPECのワーク・プロジェクトへのアジア・太平洋の非メンバーからの参加は非メンバーと同様メンバーにとっても有益たりうるものである。

APECの将来のステップ

23. 閣僚は、ソウルでの閣僚共同声明に規定されている通り「APECの将来におけるステップ」と題されたタイ事務局作業ペーパーに基づく本件に関する掘り下げた研究を高級実務者が実施することを多とする旨表明した。閣僚は、地域の経済協力を促進する上で、機構化により、一層APECの役割を強化し、その効率性を高め得る段階にAPECが到達したことを認識した。徹底的な検討の後、閣僚は、APECが効果的な支持機構(サポート・メカニズム)としての事務局を、また、APEC活動実施のための経費を支弁するAPEC基金を設立することが時宜を得かつ適切とする高級実務者の提言に合意した。この関連で、閣僚は、APECの将来におけるステップに関する総合報告書をエンドースし、別添3のAPECの機構的取り組みに関するパンコック宣言を採択した。

24. 閣僚は、APEC事務局がシンガポールに置かることに合意した。

25. 閣僚は、APECの管理・運営費用を賄うため、APECメンバーが、決められた比率に従い、APEC基金に毎年拠出することに合意した。閣僚は、各々の活動のため実務者に対し、APEC基金の割当てに関するガイドラインの詳細を可及的速やかに策定することを委任した。閣僚は、ワーク・プロジェクトのシェパードと他のグループの議長に対して次回の高級事務レベル会合に先立ち会合を持ち、詳細な予算案を編成するよう指示した。高級事務レベル会合は閣僚の承認のため、2百万米ドルを上限とする1993会計年度のための詳細な予算案を準備すべきである。

26. 閣僚は、APECプロセスへの民間セクターの参加問題を討議した。閣僚は、ワーク・プログラムの現実的妥当性を高める上での民間部門の役割の重要性を再認識し、貿易促進や電気通信等のワーク・プロジェクトにおける積極的な貢献に謝意を表明した。閣僚はワーク・プロジェクトが民間部門の技術的専門性と資金力から利益を受けるため、民間部門による直接的な関与を更に懇意することの必要性を協調した。閣僚は、高級実務者に対し、民間部門をAPECワーク・プロジェクトにより十分に関与させる方法を明確にし、1993年の第5回閣僚会議に報告することを委任した。

将来の参加

27. 閣僚は、幾つかの国々と組織がAPECプロセスに何らかの資格で参加することにつき引き続き表明している関心に留意した。閣僚は、APECが開かれたかつ進展するプロセスであることを再確認し、ソウルAPEC宣言に規定された参加基準、即ち、参加に関する決定はその時点の全ての参加者のコンセンサスに基づきなされること、またAPECへの参加は

- (A) アジア・太平洋地域に強固な経済的結びつきを有し、そして、
- (B) ソウルAPEC宣言に具現化されたAPECの目的と原則を受け入れるアジア・太平洋地域の経済に対し原則として開かれていることを想起した。

28. 閣僚は、また、APECがその強化と有効性を主たる関心事項とすべき段階に入っており、そして、更なる参加に関する決定については、APECの現在及び将来の参加者双方に対する利益に関し注意深い検討を要するとの見解も表明した。

29. 統合された北米経済の現実が出現しつつあること、及び、北米経済とアジア・太平洋地域の残りの地域との増大しつつある経済的連携に留意し、閣僚は、高級実務者に対し、メキシコのAPEC参加問題を検討し、米国での第5回閣僚会議に対しその検討結果を報告するよう要請した。閣僚はまた、高級実務者に対し、他によるAPEC参加というより広い問題をレビューするよう要請した。

今後のAPEC閣僚会議開催場所

30. 第5回閣僚会議は、1993年に米国で開催される。第6回閣僚会議は1994年にインドネシアで開催される。また、閣僚は、日本、フィリピン及びカナダが1995年、1996年、1997年に開かれる第7回、第8回、第9回の閣僚会議をそれぞれの国で開催するとの申し出を歓迎した。

その他の事項

31. 閣僚とその代表団は、タイ王国政府及び国民が彼らを暖かく盛大に歓迎し、また、会議のための素晴らしい施設を提供し、種々の配慮を行ったことに深甚なる謝意を表明した。

ウルグアイ・ラウンドに関するAPEC声明

1. 豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、中華人民共和国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ及び米国の閣僚は、バンコクにおいて1992年9月10日より11日まで会合し、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉に関する次の声明を発出した。

2. 閣僚は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の成功裡の終結によりもだらされる強化された国際貿易シ

ステムの達成に向けたAPECとしての搖るぎないコミットメントを新たにした。閣僚は、もしこのままラウンドが低迷し続けるならば、ラウンドによる利益は重大な危機を迎えるであろうことに留意した。従って、閣僚は、年末までに交渉を終結すべく、全ての主要貿易国によるリーダーシップ及び全ての交渉参加国による即時かつ断固とした行動を呼び掛けた。他方、交渉参加国は、ウルグアイ・ラウンド期間中に交渉に影響を及ぼす貿易政策及び慣行の変更に関し、ブンタ・デル・エステにおいて約束されたコミットメントを再確認した。

3. APEC閣僚は、ラウンドの主要かつ重要な結果は、世界貿易の成長を支え、保護主義の圧力を防退し、市場に信頼感を植え付け、APEC域内外における経済改革の継続を促進するために必要であるとの確信を新たにした。

4. APEC経済は交渉の速やかな終結を支持し、年末までに最終合意を得ることが出来るとのミュンヘンでのG7首脳会合における期待を想起した。依然として広範にわたる作業が残されていることに鑑みると、全ての分野において実質的な進展が遅滞なく得られなければならない。

5. APEC閣僚は、交渉の早期かつ成功裡の終結に向けた政治的決意の表明にもかかわらず、かかるコミットメントは交渉の場では依然行動に移されていないことにつき深い憂慮を表明した。必要とされる包括的妥結を得るには多国間の農業改革に関する合意が引き続き必須の要素であるが、閣僚はまた市場アクセス及びサービス交渉における遅延についても懸念する。

6. このため、APEC閣僚は、交渉を前進させ、またウルグアイ・ラウンドを早期かつ成功裡の終結に導くにあたり最後に残された障害を克服するとのコミットメントを再確認した。閣僚はウルグアイ・ラウンドの全ての参加国に対し、これらの広範な交渉を完結する準備を整え寿府(編者注——シェーネーブをさす)に戻るよう促した。閣僚は、これは全ての政府にとって難しい決断を迫るものであろうことを認識した。APEC閣僚は年末前に合意を実現すべく、自国の首都及び寿府において、必要とされる全ての力を傾注する所存である。

7. 閣僚は、ダンケル・ガット事務局長に対し、貿易交渉委員会(TNC)議長として全ての分野の交渉プロセスに関し引き続きその有効なリーダーシップを發揮するよう要請した。この関連で、閣僚は1991年12月に提出された最終合意案を想起し、ウルグアイ・ラウンド包括合意に達するまでの主要な文書としての右合意案の重要性を再確認した。閣僚は、バランスのとれた包括的かつ実質的な合意を得るためには、モノとサービスの市場アクセスを自由化する交渉を成功裡に終わらせることが必要

である旨合意した。

8. APEC閣僚は、寿府における交渉プロセスにおけるダンケル事務局長のリーダーシップを強く支援することを再確認し、彼らの政治的決意をラウンドの早期かつ成功裡の終結を達成するための行動に移すべく、全ての分野において必要な追加的努力を行なうことを約束した。APECによる支援は、交渉者の活発な参加という形で寿府においても、またAPEC諸国の各首都においても顕著なものとなるであろう。

9. APEC経済は、ラウンドの結果をできるだけ早く実施するため、交渉が早急に終結することを期待する。ラウンドの早急な終結は、APECにおいて域内貿易自由化のためにとられているイニシアティブを強化するものである。

アジア・太平洋経済協力(APEC)の機構上の取り極めに関するパンコック宣言

豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、中華人民共和国、香港、インドネシア、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ及び米国の代表は、1992年9月10~11日、閣僚レベルでパンコックに集い、

1989年11月6~7日にキャンベラで、1990年7月30~31日にシンガポールで、1991年11月12~14日にソウルで閣僚によって採択されたアジア・太平洋経済協力の基本原則を再確認し、

- (a) 地域住民の共通の利益のために地域の成長と発展を持続し、もって世界経済の成長と発展に貢献すること、
 - (b) 地域経済と世界経済双方のために、財、サービス、資本及び技術のフローを奨励することを含め、経済的相互関係の進展に起因する積極的利益の増進を図ること、
 - (c) 多角的自由貿易体制を推進・強化すること、
 - (d) 適用すべきGATTの諸原則と合致し、かつ、他の諸経済を害することなく、財、サービスの貿易と投資における障壁を参加メンバー間で削減すること、
- というAPECの目的をソウルAPEC宣言の規定に従って遂行することを決意し、

創設以来、急速に拡大しているAPECの役割を強化し、地域的な経済協力を推進する際の能率を向上させるため、APECの活動を促進し、かつその調整を行なうための有効な支持機構(サポート・メカニズム)の必要性が高まっていること、従ってAPEC事務局とAPEC基金の創設の必要性を認識し、

ここに以下の通り宣言する。

A. 事務局

1. APEC事務局の創設

a. APECの活動を容易にしつつ調整し、事務的、技術的なサービスを提供し、また、APEC高級事務レベル会合(APEC-SOM)の指示の下でAPECの財政的な事項を所掌するための支持機構として、APEC事務局が創設される。

b. APEC事務局は、高級事務レベル会合を通じ伝達される閣僚の指示に基づき、参加メンバーを代表して行動する権能を与えられる。

2. APEC事務局の構成

APEC事務局は、APEC高級事務レベル会合に対し直接報告を行なう。事務局は、事務局長、専門職員及び補助職員の3つにより構成される。

3. APEC事務局とAPEC各参加メンバーとの連携とよりよい調整のため、APEC事務局、参加メンバー、ワーク・プロジェクトのシェパード及び他のAPECの委員会やグループの長との間に、直接かつ定期的な連絡が設定される。

4. 所在地／法行為能力

APEC事務局はシンガポールに置かれ、その機能遂行に必要な法行為能力を保有する法主体として組織される。

B. 予算に関する取り極め事項

5. APEC基金の創設

a. APEC事務局は、APEC高級レベル会合の指示の下、APECの管理及び運営上の費用を賄うための基金を創設し、管理する。

b. 閣僚は、毎年のAPEC閣僚会議毎に、予算を検討し承認する。

6. APEC基金の資金源と配分

APECの管理及び運営上の費用を賄うため、APECのメンバーは、閣僚によって決定された比率に従いAPEC基金に対し比例的に拠出を行なう。全てのAPECメンバーの公的及び民間部門並びにその他の資金源により、自発的にAPECの諸活動へ直接、追加的な拠出が行なわれることもできる。

7. 財政的な監視及び監査

a. APEC高級事務レベル会合は、財政的管理を監督し、拠出及び支出につき監視し、また、財政的運営に関する勧告を行なう。

b. APEC高級事務レベル会合により承認された監査人は、APEC事務局の会計を各年毎に検査する。

c. 各年の会計は右に関する監査人の報告とともに、APEC高級事務レベル会合を通じ、毎年の閣僚会議に提出される。

(1992年9月10日、於パンコック)